日進市 第二期子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月 愛知県 日進市

(市長あいさつ)

目 次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画期間	5
4 制度改正等のポイント	
(1)子ども・子育て支援法の改正	
(2)児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正	6
5 計画策定体制と経過	7
(1)子育て支援に関するアンケートの実施	
(2)「日進市子ども施策推進委員会」の設置	7
(3)パブリックコメントの実施	7
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	11
1 本市の人口動態等の現状	11
(1)人口の推移	11
(2)子どもの人口の推移	12
(3)子育て世帯の推移	13
(4)女性の労働状況	
(5)出生の動向	
2 保育サービス等の現状	16
(1)保育園・認定こども園・幼稚園の入園状況	
(2)特別保育の実施状況	
(3)子育て支援に関する事業の実施状況	
(4)放課後児童クラブ等の状況	20
3 アンケートからみられる現状	21
(1)調査の概要	21
(2) お子さんとご家族の状況	
(3)平日の定期的な教育・保育事業の利用状況	24
(4)地域の子育て支援拠点事業の利用状況	
(5) お子さんが病気の際における対応	
(6)小学校就学後における放課後の過ごし方の希望	
(7)育児休業制度の利用状況	28

5	子どもの貧困率	29
(1)全国の子どもの貧困率の状況	29
(2)愛知県の子どもの貧困率の状況	.29
5	施策の進捗評価	30
6	本市の子ども・子育てを取り巻く課題	32
第3	章 計画の基本的な考え方	35
1	計画の基本理念	35
_		
2	基本目標	36
3	基本目標 施策の体系図	36 38

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の子ども・子育て支援は、「社会保障・税一体改革大綱」により、平成24年8月に「質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供できる仕組みづくり」「待機児童解消に向けた保育の量的拡大・確保及び子どもが減少傾向にある地域の保育支援」「地域の子ども・子育て支援の充実」を図るため、「子ども・子育て関連3法」が制定されました。これにより、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、日進市(以下、「本市」という。)における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制の確保策等を盛り込んだ「日進市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第一期計画」という。)を策定しました。

さらに国は、子ども・子育て支援法の一部を改正し、市町村の確認を受けた幼児期の 教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度『子育てのための施設等利用給付』 を創設する等の措置を講じて「幼児教育の無償化」の制度を具体化させています。

次なる5か年計画では、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」等をもとに、第一期計画における事業の適正な実施評価を行い、他の関連法等の実施計画との整合性の確保を図りながら、本市に住む子どもやその家族にとって「子どもの最善の利益」が実現される事業展開を目指すとともに、「幼児教育の無償化」等の少子化対策を確実に実施できるよう、愛知県、市町村、地域社会が一体となって取り組むことが求められています。

これにより、本市では、子ども・子育て支援にかかる現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを含めた利用希望を見直した上で、「子ども・子育て会議」における議論を踏まえ、保育の受け皿の拡大と保育の質の確保及び提供体制の充実を盛り込んだ「第二期日進市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定し、本計画をもとに、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めたすべての子どもに対し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとします。

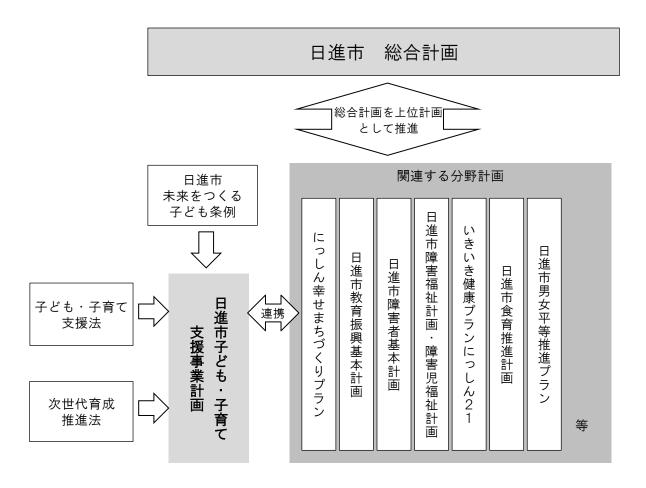
2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた 基本指針に即して、策定するものです。

また、平成26年4月に改正次世代育成支援対策推進法が成立したことにより、法の有効期限が10年間延長されたため、これまで本市が取り組んできた次世代育成支援行動計画も踏まえた計画として策定するほか、計画の一部を令和元年6月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」で策定が努力義務とされた「子どもの貧困対策についての計画」として位置づけることとし、子どもの貧困対策等を含む子ども・子育て支援にかかる様々な分野の施策を総合的・一体的に進めます。

そのため、本計画は、上位計画である「日進市総合計画」の子ども・子育てに関連する 分野別計画として位置付けるとともに、関連計画である「にっしん幸せまちづくりプラン」「日進市教育振興基本計画」「日進市障害者基本計画」「日進市障害福祉計画・障害児福祉計画」「いきいき健康プランにっしん21」「日進市男女平等推進プラン」等との連携・整合を図ります。

■ 他計画との連携

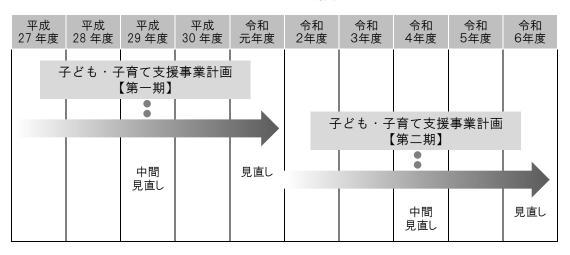


3 計画期間

本計画の期間は、5年ごとに策定するものとされていることから、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年度において計画の見直しを検討します。

■ 計画期間



4 制度改正等のポイント

(1)子ども・子育て支援法の改正

「子ども・子育て支援法一部改正(平成30年4月1日施行)」により、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等をはじめ、以下の3点を講じることとなりました。

① 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、3歳から5歳までのすべての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園や認可外施設においても費用の無償化を実施すること。

② 放課後児童クラブの受け皿拡大

女性の就業率の上昇等による共働き家庭の「小1の壁」「待機児童」解消を目指した新たな目標に向け、放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大等の事業整備を行うとともに、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図りながら子どもの健全な育成を目的とする放課後児童クラブの役割を徹底すること。

③ 広域調整の促進による待機児童の解消

待機児童の解消に向けた対策として、市町村間で利用者を広域調整するために都道 府県が協議会の設置のまとめ役となり、関係する市町村や保育事業者が参加しながら 広域での待機児童解消を目指すこと。

(2) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

平成28年6月の改正によって、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るため、母子健康包括支援センターの設置や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を講じることとなりました。また、平成30年7月に示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、全ての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指すこととなりました。

5 計画策定体制と経過

(1)子育て支援に関するアンケートの実施

全ての子どもや子育て家庭が健やかに成長することができる社会の実現を目指すため、小学校就学前児童の保護者や小学校1年生から3年生までの保護者に対して、本市の現状や今後の子ども・子育て支援における課題の整理を目的としたアンケートを実施しました。

(2)「日進市子ども施策推進委員会」の設置

幅広い知見をもとに本計画の総合的な検討を進めるため、学識経験者や児童福祉・教育関係者、公募市民等からなる「日進市子ども施策推進委員会」を設置し、計画関連事項について審議を行い、計画策定に必要な検討課題に関する審議結果を計画に反映しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画案を市役所等の窓口や市ホームページで公開し、広く市民から意見を募りました。

第2章

子ども・子育てを取り巻く現状と課題

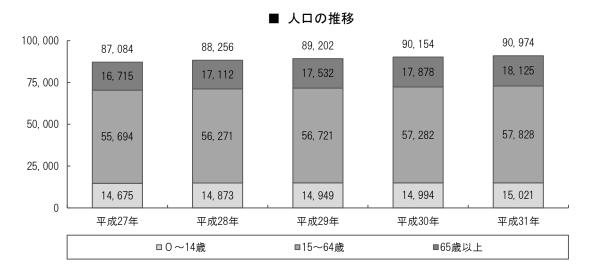
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 本市の人口動態等の現状

(1)人口の推移

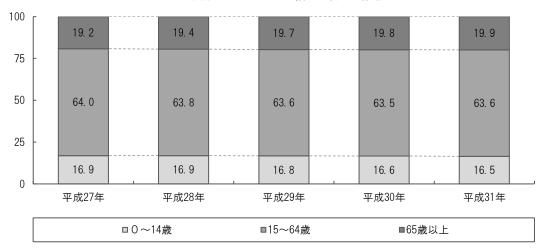
本市の人口の推移をみると、総人口は毎年増加しており、平成31年は90,974人となっています。

また、年齢3区分別人口構成割合をみると、毎年高齢者人口割合が増加し、年少人口等の割合が減少していることから、少子高齢化が進行しています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

■ 年齢3区分別人口構成割合の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

(2)子どもの人口の推移

子どもの人口の推移をみると、O~11歳の人口は増加傾向にあり、平成31年は12,177人となっています。

小学校就学前人口は平成29年をピークに減少しているのに対して、小学生人口は毎年増加しており、平成31年には、小学校就学前児童より小学生の人口が多くなっています。

■ 子どもの人口の推移 7, 500 5, 000 6, 173 | 5, 876 6, 020 6, 212 6, 104 6, 097 6, 038 6, 139 5, 941 5, 809 2, 500 0 平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 平成31年 □小学校就学前児童 ■小学生

■ 子どもの人口の推移(年齢別)

単位:人

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0~11歳		11, 829	12, 049	12, 153	12, 201	12, 177
0 歳		969	1, 079	1, 018	968	962
1歳		960	1, 010	1, 098	1, 025	957
2歳		1, 018	979	1, 010	1, 099	1, 030
3歳		1, 073	1, 002	980	1, 001	1, 100
4歳		1, 012	1, 095	1, 015	995	1, 001
5 歳		988	1, 008	1, 091	1, 016	988
0~5;	歳	6, 020	6, 173	6, 212	6, 104	6, 038
6歳		1, 052	976	1, 013	1, 104	1, 032
7歳		979	1, 052	974	1, 012	1, 105
8歳		992	980	1, 052	975	1, 007
9歳		926	990	986	1, 042	973
10歳		949	928	978	987	1, 038
11歳		911	950	938	977	984
6~11;	歳	5, 809	5, 876	5, 941	6, 097	6, 139

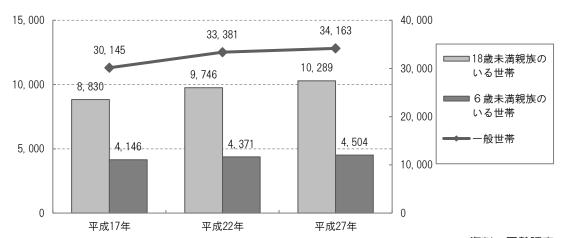
資料:住民基本台帳(各年4月1日)

(3)子育て世帯の推移

子育て世帯の推移をみると、18歳未満親族のいる世帯・6歳未満親族のいる世帯と もに毎年増加しています。

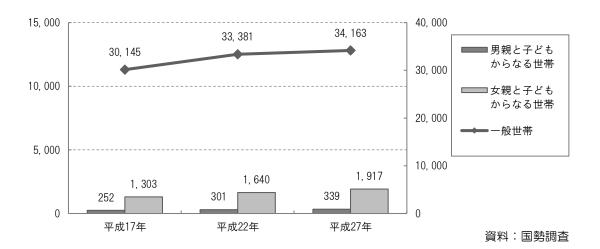
また、ひとり親世帯の推移をみると、男親と子どもからなる世帯・女親と子どもからなる世帯ともに毎年増加しています。とくに、女親と子どもからなる世帯の増加の幅が大きい状況です。

■ 子育て世帯(18歳未満の子どもがいる世帯)の推移



資料:国勢調査

■ ひとり親世帯の推移

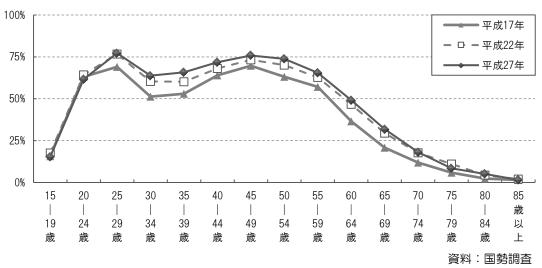


(4) 女性の労働状況

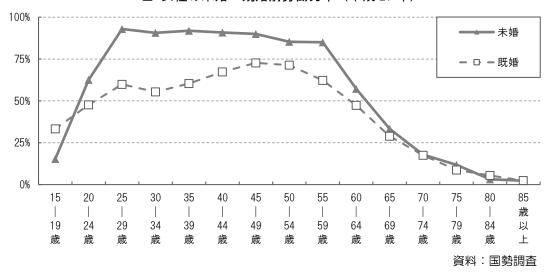
女性の年齢別労働力率をみると、25~29歳と45~49歳をダブルピークとするM 字カーブを描いています。近年では、20代から60代の労働力率は上昇しており、平 成27年は、平成17年に比べてM字カーブの落ち込みは緩やかになっています。

また、女性の未婚・既婚別労働力率をみると、20代から60代において、既婚女性より未婚女性の労働力率が高くなっており、とくに30~34歳では35.3ポイントの差がみられます。

■ 女性の年齢別労働力率



■ 女性の未婚・既婚別労働力率(平成27年)



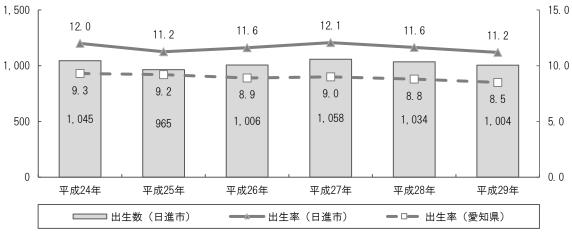
(5) 出生の動向

出生数及び出生率の推移をみると、出生数は平成27年をピークに減少しており、平成29年は1,004人となっています。

また、出生率は平成27年に増加に転じていましたが、平成28年から再び減少しています。

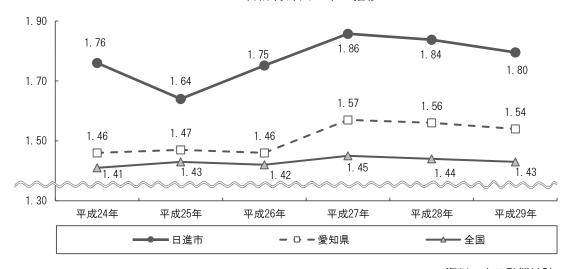
合計特殊出生率の推移をみると、増減を繰り返しながらも増加傾向で推移しており、 愛知県・全国を大きく上回っています。

■ 出生数及び出生率の推移



資料:愛知県衛生年報

■ 合計特殊出生率の推移



資料:人口動態統計

2 保育サービス等の現状

(1)保育園・認定こども園・幼稚園の入園状況

保育園・認定こども園・幼稚園の入園状況をみると、保育園入園者数は毎年増加しており、平成30年度は1,743人となっています。

一方、幼稚園入園者数は減少傾向にあり、平成30年度には、幼稚園入園者数より保育園入園者数が多くなっています。

■ 保育園・認定こども園・幼稚園の入園状況

項目	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
保育園 公立園数	園	9	10	10	10	10
保育園 私立園数	園	3	5	8	9	11
保育園 人数	人	1, 449	1, 567	1, 623	1, 724	1, 743
幼稚園 私立園数	園	6	6	6	6	6
幼稚園 人数	人	1, 856	1, 857	1, 855	1, 806	1, 733

資料: 庁内資料

※認定こども園については、保育園・幼稚園としてそれぞれ算入しています。

(2)特別保育の実施状況

① 延長保育(時間外保育)

延長保育の利用状況をみると、平成26年度の224人から毎年増加しており、平成30年度では300人となっています。

■ 延長保育の利用状況

項目	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
実施園数	園	5	7	10	11	14
利用人数	人	224	344	356	357	300

資料: 庁内資料

2 乳児保育

乳児保育の利用状況をみると、平成26年度の404人から毎年増加しており、平成30年度では596人となっています。

■ 乳児保育の利用状況

項目	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
実施園数	園	12	15	18	19	22
利用人数	人	404	469	508	548	596

資料:庁内資料

③ 一時預かり保育

ー時預かり保育の利用状況をみると、保育園での利用者は平成26年度の4,029人から増加傾向にあり、平成30年度では5,607人となっています。

■ 一時預かり保育の利用状況

項目	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
幼稚園 実施園数	園		6	6	6	6
幼稚園 利用人数	人					
保育園 実施園数	園	4	5	7	8	8
保育園 利用人数	人	4, 029	3, 774	4, 725	6, 093	5, 607

資料: 庁内資料

④ 病児·病後児保育

病児・病後児保育の利用状況をみると、平成26年度の692人から増加傾向にあり、 平成30年度では772人となっています。

■ 病児・病後児保育の利用状況

項目	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
施設数	か所	1	1	1	1	1
延べ利用人数	人	692	692	741	726	772

資料:庁内資料

(3)子育て支援に関する事業の実施状況

① 子育て短期支援(ショートステイ)

子育て短期支援(ショートステイ)の利用状況をみると、毎年5人で横ばいとなっています。

■ 子育て短期支援の利用状況

項目	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
施設数	か所		3	3	3	2
利用人数	人		5	5	5	5

資料: 庁内資料

② 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

ファミリー・サポート・センターの利用状況をみると、小学校就学前の利用人数は毎年減少しており、平成30年度では878人となっています。

一方、小学生の利用人数は平成28年度までは減少していましたが、平成29年度以降は増加に転じています。

■ 子育て援助活動支援事業の利用状況

項目	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
小学校就学前 延べ利用人数	人	1, 984	2, 509	1, 855	1, 302	878
小学生 延べ利用人数	人	3, 310	3, 196	3, 066	3, 198	3, 432
合計	人	5, 294	5, 705	4, 921	4, 500	4, 310

資料: 庁内資料

3 妊婦健診

妊婦健診の受診状況をみると、受診率は毎年90%台で横ばいとなっています。

■ 妊婦健診の受診状況

項目	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
受診対象者数	人	1, 060	1, 057	1, 033	1, 017	958
延べ受診者数	人	13, 892	14, 787	14, 253	13, 517	13, 048
受診率	%	93. 6	99. 9	98. 6	94. 9	97. 3

資料:庁内資料

4 產婦健診

産婦健診の受診状況をみると、受診率は毎年90%台で横ばいとなっています。

■ 産婦健診の受診状況

項目	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
受診対象者数	人	-	-	-	843	958
受診率	%	_	-	-	91. 7	99. 7

資料:庁内資料

5 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業の状況をみると、訪問率は毎年90%台で横ばいとなっています。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の状況

項目	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
訪問人数	人	997	1, 022	1, 007	972	965
訪問率	%	98. 8	98. 3	97. 4	96. 4	98. 1

資料:庁内資料

⑥ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業の状況をみると、訪問世帯数は毎年減少しており、平成30年度では4世帯となっています。

■ 養育支援訪問事業の状況

項目	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
訪問世帯数	世帯	15	8	8	5	4

資料:庁内資料

(4) 放課後児童クラブ等の状況

放課後児童対策事業の状況をみると、利用者数は増加傾向にあり、平成30年度では 766人となっています。

■ 放課後児童クラブ等の状況

項目	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
利用者数	人	594	576	635	651	766
公設児童クラブ 施設数	か所	5	3	2	8	8
民間児童クラブ 施設数	か所	10	14	15	18	19
放課後子ども教室 施設数	か所	4	6	7	9	9

資料:庁内資料

※放課後子ども教室の利用者数については、前年の児童クラブの利用者数と同数とみなして集計しています。

3 アンケートからみられる現状

(1)調査の概要

① 調査の目的

本計画の策定に向けて「量の見込み」を算出するために、小学校就学前児童及び小学生の教育・保育事業の利用状況や今後の利用意向等、子育て支援に関するニーズ等を 把握し、基礎資料を得ることを目的として実施しました。

② 調査の実施状況

市内に在住する小学校就学前児童及び小学生児童を持つ保護者を対象に、住民基本 台帳から無作為に抽出し、郵送による配布・回収により調査を実施しました。(平成30 年11月実施)

③ 回収結果

項目	単位	小学校就学前 児童の保護者	小学生の保護者
配布数	件	1, 000	1, 000
有効回収数	件	586	609
有効回収率	%	58. 6	60. 9

④ 調査結果の表記に関する注意事項

- ○調査結果の%表記については、小数第2位を四捨五入した値であるため、内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。また、複数回答が可能な設問では、 各設問の割合の合計が100%を超える場合があります。
- ○奇数となる実数は、「n」として掲載し、各グラフや表の比率は「n」を母数とした割合を示しています。
- ○図表中ではスペースの都合で選択肢名等を一部省略している場合があります。

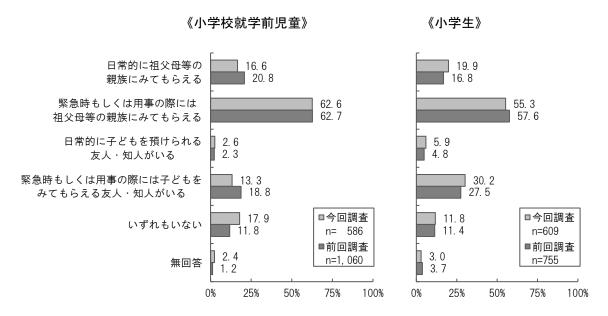
(2) お子さんとご家族の状況

① 主な親族等協力者の状況

主な親族等協力者の状況をみると、小学校就学前児童・小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」と回答した割合が最も高くなっています。

前回調査結果と比較すると、小学校就学前児童では「いずれもいない」と回答した割合が6.1ポイント高くなっています。

■ 主な親族等協力者の状況

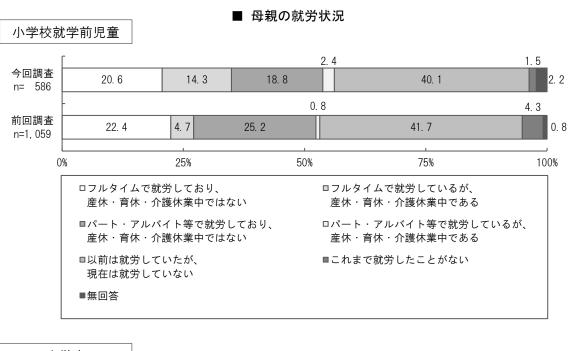


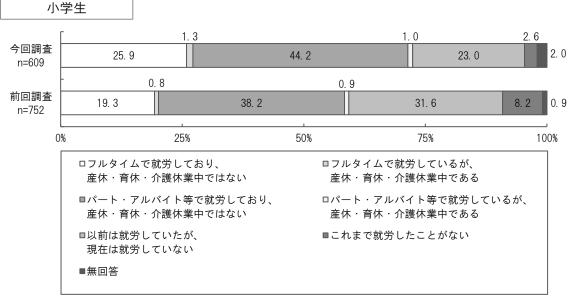
資料:子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

② 母親の就労状況

母親の就労状況をみると、小学校就学前児童では「以前は就労していたが、現在は就労していない」と回答した割合が最も高くなっています。

前回調査結果と比較すると、小学校就学前児童ではフルタイム、パート・アルバイト等を問わず「産休・育休・介護休業中である」と回答した割合が高くなっています。





資料:子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

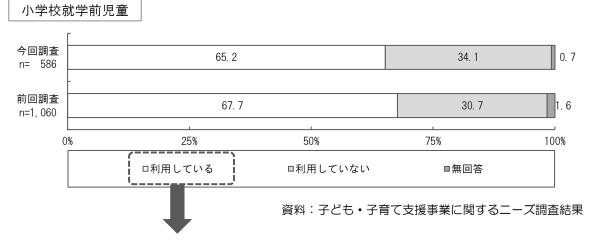
(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業を利用している方は65.2%となっています。利用中の事業をみると、ほとんどの方が「幼稚園」もしくは「保育園」を利用しています。

また、利用の有無を問わず利用を希望する定期的な教育・保育事業は「幼稚園」と 回答した割合が最も高くなっています。

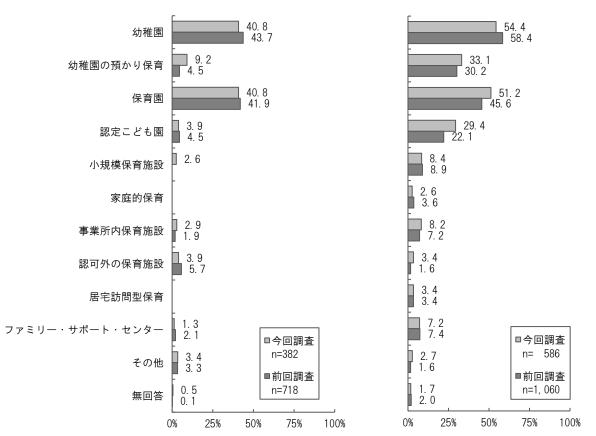
前回調査結果と比較すると、「保育園」「認定こども園」と回答した割合が5ポイント以上高くなっています。

■ 定期的な教育・保育事業の利用状況



■ 利用している定期的な教育・保育事業

■ 利用を希望する定期的な教育・保育事業



資料:子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

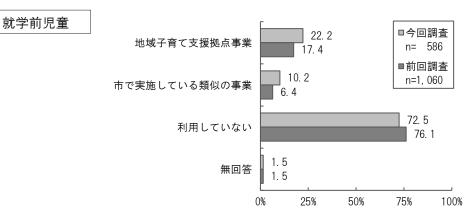
(4)地域の子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業の利用状況をみると、「利用していない」と回答した割合が最も高くなっています。

前回調査結果と比較すると、「地域子育て支援拠点事業」を利用している割合が4.8 ポイント高くなっています。

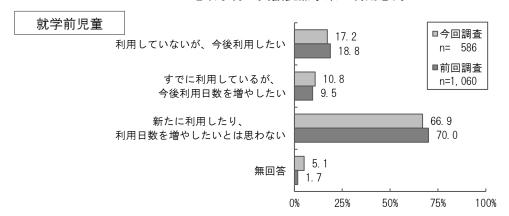
また、地域子育て支援拠点事業の利用意向をみると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」と回答した割合が最も高くなっています。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況



資料:子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

■ 地域子育て支援拠点事業の利用意向



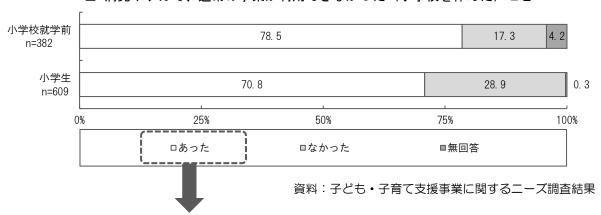
資料:子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(5) お子さんが病気の際における対応

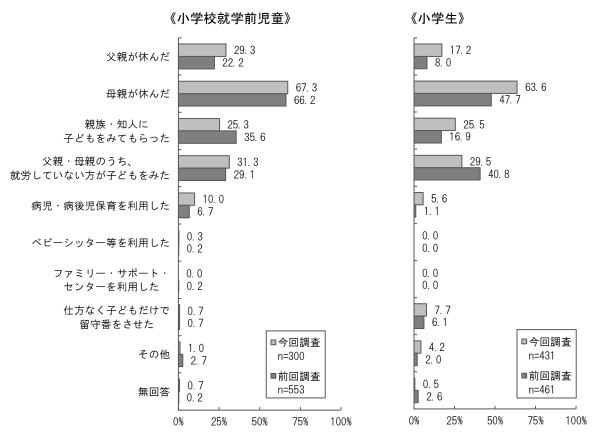
病気やケガで通常の事業を利用できなかった(小学校を休んだ)ことが「あった」 方は、小学校就学前児童・小学生ともに7割を超えています。この1年間における対 処方法をみると、小学校就学前児童・小学生ともに「母親が休んだ」割合が最も高く なっています。

前回調査結果と比較すると、小学校就学前児童では「親族・知人に子どもをみてもらった」と回答した割合が10.3ポイント低くなっています。

■ 病児やケガで、通常の事業が利用できなかった(小学校を休んだ)こと



■ この1年間における主な対処方法



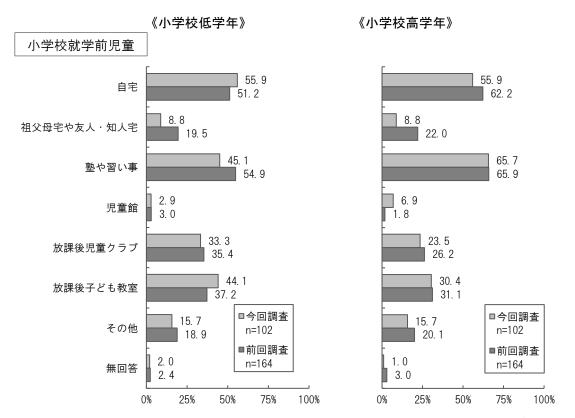
資料:子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(6) 小学校就学後における放課後の過ごし方の希望

放課後の過ごし方の希望をみると、小学校低学年は「自宅」、小学校高学年は「塾や習い事」と回答した割合が最も高くなっています。

前回調査結果と比較すると、小学校低学年・小学校高学年ともに「祖父母宅や友人・ 知人宅」と回答した割合が10ポイント以上低くなっています。

■ 放課後の過ごし方の希望



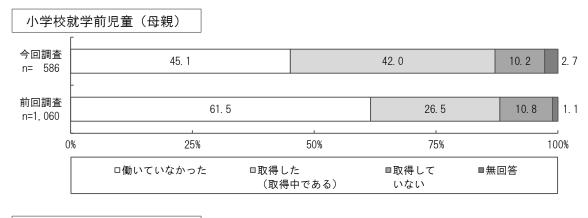
資料:子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

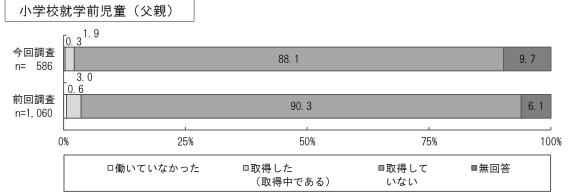
(7) 育児休業制度の利用状況

育児休業制度の利用状況をみると、「取得した(取得中である)」母親は42.0%、 父親は1.9%となっています。

前回調査結果と比較すると、母親は「取得した(取得中である)」と回答した割合が15.5ポイント高くなっています。

■ 育児休業制度の利用状況





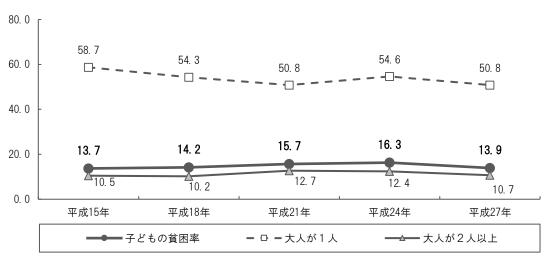
資料:子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

5 子どもの貧困率

(1)全国の子どもの貧困率の状況

平成28年国民生活基礎調査によると、全国の子どもの貧困率は平成24年をピークに減少しており、平成27年は13.9%と、およそ7人のうち1人の子どもが平均的な生活水準の半分(貧困線)に満たない状況となっています。

■ 全国の貧困率の推移

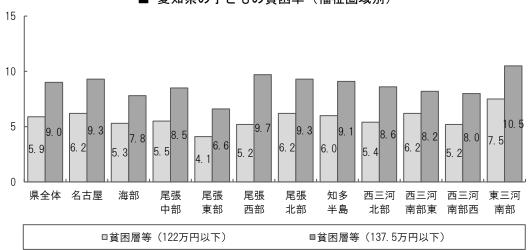


資料:国民生活基礎調査

(2)愛知県の子どもの貧困率の状況

平成29年愛知県子ども調査によると、愛知県の子どもの貧困率は5.9%となっています。福祉圏域別では、本市が含まれる尾張東部の貧困率は他の圏域に比べて低く、東三河南部は他の圏域に比べて高くなっています。

■ 愛知県の子どもの貧困率(福祉圏域別)



資料:愛知県子ども調査(平成29年)

5 施策の進捗評価

第一期計画における5つの基本目標の取り組みに対して、以下のとおり評価しました。

基本目標1 子育てと社会参加の両立ができる環境づくり

女性の社会進出の増加に伴い、子育て家庭が安心して働くことができるよう、保育 園等の新規開設や放課後こども教室の全校開設を行う等整備を推進してきました。

また、保育の質の確保が図られるよう保育園等に対して、巡回指導員による巡回指導において、保育内容(処遇・環境・衛生等)を確認し、必要な助言・指導を行っており、引き続き質の向上に取り組む必要があります。

基本目標2 すべての子育て家庭を支援する仕組みづくり

核家族化が急速に進んでおり、地域におけるつながりが希薄となっていることから、 地域の子育て力を強化できるよう、子育てサークルやボランティアグループの支援に 継続的に取り組んできました。

また、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供できるよう、「子育て世代包括支援センター」として、保健センターと子育て総合支援センターにコーディネーターを配置し、必要な支援の情報提供に努めています。

基本目標3 安心して出産し、母子ともに健康に暮らせる環境づくり

安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、パパママ教室等両親と もに参加できる学習の機会を提供してきました。

また、子どもの発育や発達を確認するため、乳幼児健康診査の充実を図るとともに、 子育てに対する不安を軽減できるよう相談に対応しています。

さらに、「次代の親」の育成の観点から、中学生と乳幼児がふれあう機会を設け、子どもたちが子育ての楽しさや大変さ、命の大切さを学ぶ機会の提供に努めました。

子どもが抱える様々な課題に対しては、スクールソーシャルワーカーが子どもと真 摯に向き合い、関係機関と連携しながら課題解決に努めており、今後さらに相談件数 が増加することが見込まれています。

基本目標4 親と子の学びと育ちを促すまちづくり

子どもを大切にするまちづくりの実現を目指すため、「日進市未来をつくる子ども 条例」を制定し、普及・啓発に努めてきました。

また、子どもの健全な育成を推進していくため、いじめや非行の防止に向けた取り 組みを行うとともに、関係機関との連携を強化し、スクールカウンセラー等による相 談体制の充実に努めています。

基本目標5 要保護児童等に対する総合的な支援の仕組みづくり

虐待を受けている子どもや様々な課題を抱えている子どもの早期発見・早期解決を 図るため、ネットワーク会議において地域の関係機関が連携し、見守りが必要な家庭 に対して適切な支援を行っています。

また、発達が気になる就学前児童とその保護者に対して、早期の療育的介入や保護者が児童の特性に応じた関わり方を学ぶ場となるよう、親子教室を開催しました。

小学校・中学校において、障害や疾病等で支援を必要とする子どもが年々増加しているため、補助教職員の人員配置等配慮に努めていく必要があります。

6 本市の子ども・子育てを取り巻く課題

本市の現状やアンケート結果、第一期計画の施策進捗評価からみた課題を挙げました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

課題1 子育てと仕事の両立に向けた支援の充実

アンケート結果をみると、母親が就労している家庭が増え、また就労形態もパート タイムからフルタイムに転換を希望する方が少なくない状況がうかがえます。

子育て家庭の就労希望が実現できるよう、就労をサポートする子育て支援サービス をより一層充実させるとともに、安心して子育てができる環境づくりが求められます。

課題2 子どもたちを取り巻く子育て環境の整備

アンケート結果をみると、子育てに関して親族や知人の協力を得られない方が増えていることや身近に相談できる相手がいないこと等、子育てに不安や負担を感じている保護者が少なくない状況がうかがえます。

また、女性の社会進出を背景に母親が就労している家庭が増加している一方で、父親・母親のどちらかは子育てに専念している家庭も多く、子育て家庭のニーズは多様化している状況もうかがえます。

すべての子育て家庭が不安や負担を抱え込まずに安心して子育てができるよう、子育て家庭のニーズに応じたきめ細かな支援が求められます。

課題3 子どもが学びや体験を通じ豊かな人間性を育むための支援

アンケート結果をみると、子育て家庭が今後の保育・幼児教育において重要だと思うこととして、「遊びを通じた豊かな体験」「集団生活のルールや決まり等社会性の育成」「仲間・友達づくり」等が上位に挙げられています。

子どもたちが成長とともに豊かな人間性を育んでいくために、遊びや自然体験・社会体験等の体験を通して様々な人々と交流することにより、自ら学び、考え、行動できる教育環境の充実が求められます。

課題4 社会的な支援を必要とする子どもやその家庭に対する支援の充実

乳幼児健診において、「継続支援」の幼児が増加傾向にあり、早期療育支援のさらなる体制整備が課題となっています。

障害児や不登校児童、ひとり親世帯の子ども等配慮や支援を必要とする子どもを含め、すべての子どもが健やかに成長できるよう各々が抱える課題や状況に応じた支援の充実が求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

第5次日進市総合計画では、「いつまでも暮らしやすいみどりの住環境都市」を基本理念とし、だれもが安全・安心に暮らせる、自然と調和した魅力ある住環境都市を市民との協働によって実現していくことを目指しています。また、子育て・子育ち支援分野については、子どもを安心して産み、育てることができる環境づくりを目標として掲げています。

また、日進市未来をつくる子ども条例では、子どもが生まれながらに当たり前に持っており、子どもの成長に必要なもの・大切なもの(子どもの権利)を大人が再確認するとともに、子ども自身が認識し、子どもが生き生きと育つことを地域社会全体で支え合う仕組みを定め、子どもを大切にするまちづくりの実現を目指しています。

本計画はこれらの趣旨を前提とするとともに、第一期計画の基本理念を継承し、これまでの取り組みをさらに強化・充実する観点から、『にっしん、いいね!輝く子ども あふれる笑顔 支えあい、育ち合うまち』を基本理念とし、子ども達がすくすく育っていくことに家族がよろこびを感じ、家庭、地域、企業等が一体となり子ども達を育てていくことに幸せを感じ、子ども達自身も幸せを感じとれる笑顔があふれるまちづくりを目指していきます。

2 基本目標

基本理念の実現に向け、6つの基本目標を掲げ計画を推進するものとします。

基本目標1 子育てと社会参加の両立ができる環境づくり

安心して子育てをするためには、子育て家庭のニーズに応えられるサービスの充実 が必要です。近年、女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及等により、子育て家庭 においても共働きが増えているなか、各種保育・子育て支援サービスの拡充を図りま す。

また、男女が互いに尊重し合い、ともに働きながら子育てができるよう、男性に対する子育て参加の促進を図ります。

基本目標2 すべての子育て家庭を支援する仕組みづくり

子育て家庭の様々なニーズに応じられるよう、関係機関、団体等と連携し、多様で 柔軟な子育て支援サービスを提供するとともに、子育て家庭の交流機会や悩みごとへ の相談体制等、地域全体で子育てへの支援を図ります。

また、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、既存の制度においての経済的支援の維持に努めます。

基本目標3 安心して出産し、母子とも健康に暮らせる環境づくり

妊娠・出産・子育て・保育等の、子どもの成長段階に応じた相談体制や、情報提供の 充実を図り、母子ともに健康に暮らせる環境づくりとともに、子どもの発育・発達の 問題や、虐待の早期発見・支援に取り組みます。

基本目標4 親と子の学びと育ちを促すまちづくり

子どもの権利が尊重され、子どもの権利が保障されるよう、子どもの人権について、 普及啓発を図るとともに、児童・生徒が乳幼児とふれあったりするなかで、いのちの 大切さを肌で実感するとともに、地域での文化スポーツ活動等を通じ、豊かな人間性 の醸成を図ります。

また、子どもたち一人ひとりの個性をのばしながら、豊かな人間性と生きる力を形成できるよう、幼稚園、保育園から小・中学校までの継続的な教育的支援や教育環境の向上、地域と連携した学校運営に取り組みます。

基本目標5 すべての子どもの心と身体の健全な発達を支援する仕組みづくり

虐待の発生防止や早期発見・支援のため、地域や関係機関とより一層の連携を図ります。障害のある子どもや、虐待等によりケアを必要とする子ども、不登校児童等、配慮の必要な子どもや保護者を対象に、継続的な支援を充実します。また、発達に心配のある子どもに対し、早期発見・支援に取り組みます。また、居所不明児童の把握に努め、適切な対応を進めます。

基本目標6 子どもが輝く未来の実現に向けた仕組みづくり

すべての子どもが不安を感じることなく過ごすことができる居場所づくりやサービスの充実に努めます。また、経済的な理由等で学習の機会が損なわれることがないよう、学習の機会を提供します。さらに、様々な課題を抱える家庭に対して必要なサービスや支援制度の周知やその活用を促し、保護者の負担軽減を図ります。

3 施策の体系図

≪基本目標≫

≪基本理念≫

就学前児童の教育・保育ニーズへの対応 多様で質の高い保育園サービス等の充実 2 小学生の放課後の居場所づくりの充実 子育てと社会参加の両立が 男性の子育て参加の促進と育児中の親 できる環境づくり の社会参加の支援 地域力を活かした子どもの育成 5 仕事と子育てとの両立の支援 輝く子ども 1 地域における子育て支援サービスの充実 2 すべての子育て家庭を支援 子育て相談・情報の充実 2 する仕組みづくり 3 経済的な支援の継続 あふれる笑顔にっしん、 安心な妊娠・出産への支援 安心して出産し、母子とも健 2 子どもや母親への健康支援 康に暮らせる環境づくり 子どもの成長に合わせた健康事業の推進 医療等の支援 支えあいいねー 子どもの権利を尊重する地域社会の形成 あい! 2 子どもへの教育の充実 4 親と子の学びと育ちを促す 3 子どもと親が育ちあう機会の充実 まちづくり 4 子どもの居場所づくりの充実 5 子育てを支える都市環境の整備 育ち合うまち 児童虐待の発生予防の推進 5 すべての子どもの心と身体の 2 要保護児童等へのきめ細かな対応 健全な発達を支援する仕組み 3 障害児、発達障害児等への支援 づくり 不登校児童等への支援 1 教育の機会の均等 6 子どもが輝く未来の実現に向 2 健やかな成育環境の整備 けた仕組みづくり 3 支援体制の充実 ひとり親家庭への支援

≪個別目標≫

基本目標1 子育てと社会参加の両立ができる環境づくり

個別目標1 就学前児童の教育・保育ニーズへの対応

充実した幼児教育の提供や成長に必要な体験の機会が提供されるよう、幼稚園への 支援を行うほか、預かり保育の実施や障害児の受入れに対し支援します。

また、多様な保育ニーズに対応するため、民間が運営する保育施設に対する支援を行うとともに、増加する保育園入園希望に対応するため、認定こども園等幼保一元化の制度の活用や、新たな民間保育所の誘致を進めます。その他、これらの保育施設が円滑に開所できるよう必要な支援を行います。

個別目標2 多様で質の高い保育園サービス等の充実

年々増加する保育園入園希望に対応するため、民間の参入を含め、受入定員の拡大を図ります。併せて、必要な保育士を確保するとともに、質の向上に努めます。また、 民間保育施設とも連携し、休日保育や夜間保育等の多様化する保育ニーズに対応する とともに、利用ニーズの高い一時保育について、事業の充実を図ります。

個別目標3 小学生の放課後の居場所づくりの充実

共働き家庭等の「小の1壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を基本として放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に取り組みます。

なお、待機児童対策については、既存施設の有効活用や民間事業者の参入を図ること等で定員の拡大を図ります。

個別目標4 男性の子育て参加の促進と育児中の親の社会参加の支援

多様な利用希望に対応するため、保育園や児童クラブ等の定例的な預かりサービスを補完するサービスを充実しさせ、それらのサービスを円滑に実施するため、地域における担い手の育成に努めます。

また、核家族化や両親共働き世帯が増加する中、従来以上に両親が協力して子育てを行う必要があるため、男性がより積極的に子育てに参加できるよう、子育て支援講座や親子参加型イベントを実施するとともに、県と協力し、啓発を行います。

基本目標2 すべての子育て家庭を支援する仕組みづくり

個別目標1 地域における子育て支援サービスの充実

地域における子育て支援活動の充実を図るとともに、その活動の周知に努めます。 また、民生委員・児童委員の協力や地域の支え合いの仕組みによって、支援が必要な 家庭の早期発見に努めます。

地域の子育て支援拠点である児童館や子育て支援センターの事業について、各機関の連携を強化し、より多くの子育て家庭が利用できるようにします。

また、地域で子育てに対する不安の軽減やストレスの解消につながるよう、保護者のリフレッシュを目的とした事業を実施し、精神的な疾病になることを予防します。

個別目標2 子育て相談・情報の充実

電話相談や家庭児童相談員による専門的な相談に加え、身近な場所で子どもと一緒に遊んだり、気軽に子育てに関する話ができる、保護者が「ほっ」とできる場を提供します。

子育て専用ホームページやスマートフォンアプリケーションにより、子育てサークル活動等民間の子育て支援事業の情報も含め、市内の子育てに関する最新の情報を提供します。また、母子健康手帳交付時に子育て情報の周知を行います。

個別目標3 経済的な支援の継続

児童手当等法的に定められた手当を確実に受給できるよう、周知の徹底に努めます。また、制度が変更となる場合は、申請漏れ等がないよう必要な措置を講じます。

基本目標3 安心して出産し、母子とも健康に暮らせる環境づくり

個別目標1 安心な妊娠・出産への支援

妊娠や出産に関する正しい知識を提供するとともに、妊娠中の心得や出産に向けた 準備等について、両親ともに参加できる学習の機会を提供し、安心して出産を迎えられるようにします。

また、出産後の手続きや子育でに関して、必要な情報が適時取得できるようにするとと もに、妊娠や出産に対する経済的なリスクを軽減するため、受診や出産に係る費用の 一部を支援します。なお、少子化対策の一環として、不妊治療費の助成を行います。

個別目標2 子どもや母親への健康支援

すべての子どもが乳幼児健診を受診し、予防接種を望ましい時期に接種できるよう にします。

また、助産師等の専門職や地域の子育て支援者等が家庭を訪問し、育児相談や子育て情報を提供するとともに、地域で安心して子育てができるよう支援します。

その他、乳幼児健診等の機会に、子育てに対する不安が軽減できるよう相談を実施するとともに、発育・発達の問題の早期発見・早期支援を実施します。

個別目標3 子どもの成長に合わせた健康事業の推進

思春期から大人へと成長するために、豊かな心を育む経験の場を提供し、精神面の 円滑な成長を促しすとともに、基礎体力の維持・向上のため、学校以外におけるスポーツ・レクリエーションの機会を提供します。

また、思春期における悩みは複雑で繊細であり、難しい家庭環境の中に身を置いている子どももいることから、子ども自身が相談しやすい体制づくりを進め、非行や不登校等の防止に努めます。

基本目標4 親と子の学びと育ちを促すまちづくり

個別目標1 子どもの権利を尊重する地域社会の形成

日進市未来をつくる子ども条例の施行に伴い、子どもが生まれながらにもっている 基本的人権や子どもの成長に必要な権利について、大人に再認識してもらうとともに、 子ども自身にも学ぶ機会を提供します。

また、子どもによる子どもの権利を侵害する行為である「いじめ」の早期発見・早期解決に努めるとともに、相談支援体制を充実します。また、「いじめ」をなくすために、子どもの権利やお互いに尊重することの大切さを啓発していきます。

その他、犯罪や交通事故をなくし、子どもが安心して暮らすことができるよう、地域住民や関係機関との連携を強化し、地域全体で子どもを見守る取り組みを強化します。

個別目標2 子どもへの教育の充実

保育園や幼稚園との連携を強化するとともに、小学校に入学する子どもの不安を軽減し、楽しい学校生活が送れるよう環境を整えます。また、子どもの円滑な発達を促すために、必要な情報の共有を図るとともに、確かな学力を育む教育や健やかな心身の発達を促す教育を行うため、小中学校に補助教員等を適所に配置し、学校運営にきめ細かに対応します。また、学校図書館用図書の充実・整備にも力を入れるとともに、児童生徒への保健指導、部活動の環境の充実を推進します。

また、子どもたちが充実した学校生活を送るため、地域と連携した学校運営を目指します。また、部活動の指導や体験学習の講師等、地域の人材を積極的に活用した活動を実施します。

その他、食の重要性や楽しさを実感できる機会を増やし、子どものうちから基本的な食習慣を体験し、適切な食生活を送ることのできる基礎知識を学習する機会を提供したり、地域で子どもたちがスポーツにふれあう機会が充実されるよう、総合型地域スポーツ計画に基づき、地域でのスポーツ活動の活性化を図るとともに、指導者の育成に取り組みます。

個別目標3 子どもと親が育ちあう機会の充実

親と子がふれあいながら、ともに学び育ちあう機会を積極的に提供します。特に世 代を超えた交流ができる事業の検討を進めます。

また、地域での活動により多くの子どもたちが積極的に参加できるよう、地域活動 団体等に必要な支援を行います。

個別目標4 子どもの居場所づくりの充実

子どもが、自ら趣味や学習等成長を育むために必要な活動ができ、子ども自身が管理運営に参加することができる居場所を提供します。また、子どもに関係する施策に関し、子ども自身の意見や提案ができる機会を創設します。

個別目標5 子育てを支える都市環境の整備

子どもが安心して遊ぶことができるよう、公園等の整備や公共施設のバリアフリー化等の必要な整備を計画的に行います。

基本目標5 すべての子どもの心と身体の健全な発達を支援する 仕組みづくり

個別目標1 児童虐待の発生予防の推進

広報紙や男女平等推進情報誌「はーもにっしん」にてDV相談窓口を掲載する等啓発に努めます。また、県や国等と協力し、啓発を強化します。

また、被害者が安心して相談できるよう、窓口における相談体制を充実させるとともに、適切な支援へとつなぐ相談体制の強化に努めるとともに、被害者に係る個人情報に関する秘密を厳守し、被害者やその関係者の安全の確保に努めます。被害者が自立した生活ができるよう、関係機関と連携して新たな生活の再建を支えるための支援を行います。

その他、児童相談所等の県関係部署、警察、医療機関や市関係部署との連携を強化 し、地域全体での虐待等の防止活動を進めます。また、子どもの権利侵害に対する相 談や取り組みを強化するため、子どもの権利擁護委員を配置します。

個別目標2 要保護児童等へのきめ細かな対応

児童や保護者の生命や安全保護のため、関係機関と連携し、施設入所等必要な支援 を行います。

個別目標3 障害児、発達障害児等への支援

保護者の負担を軽減するため、一貫した相談支援ができる体制を整備するとともに、 保護者のレスパイト(休息)を兼ねた、保護者が集える場を提供するとともに、周知に努めます。

また、障害のある子どもが地域で生活するために必要なサービスを利用できるよう、 民間事業所の参入を促す等、供給体制の充実に努めます。

その他、子どもの成長に適した進学先が選択できるよう、情報提供やアドバイスを 行います。また、子どもの成長に合わせた教育を実施するため、必要な支援を行います。

個別目標4 不登校児童等への支援

学校生活になじめない児童生徒を教育支援センターで受け入れ、適切な支援を行う ことにより、児童生徒の自主性、社会性の育成を図るとともに、学校への復帰を支援 します。また、スクールソーシャルワーカーやスーパーバイザーと連携して、不登校児童 の学校への復帰の後押しや不登校を未然に防ぐ手助けを行います。

また、民間のフリースクール等と連携し、不登校の児童が通いやすい体制を充実します。

基本目標6 子どもが輝く未来の実現に向けた仕組みづくり

個別目標1 教育の機会の均等

貧困の連鎖を防ぐため、すべての子どもに対して、質の高い教育支援を行うことができるよう、教育に係る費用の軽減を図るとともに、学習面に関して特に支援を要する子どもに対しては、一人ひとりの状況に応じた支援を行う等学習支援の充実を図ります。

個別目標2 健やかな成育環境の整備

すべての子どもが健やかに育まれるよう、地域と連携しながら子ども食堂等居場所の確保に努めます。また、地域における様々な活動やNPO等の支援を通じて、地域で子どもを育てる環境を構築していきます。

個別目標3 支援体制の充実

すべての家庭に対して包括的に支援を行うため、相談支援体制の充実を図るととも に、情報発信体制の強化に努めます。

また、様々な課題を抱える家庭に対して、就学や生活等に関する必要な支援を行い、 安心して子育てしながら生活できるよう、保護者等に寄り添った支援を推進します。

個別目標4 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の自立にとって、子育てと仕事の両立は不可欠であることから、関係 機関との連携を強化し、経済的自立に向けた支援を行います。

また、離婚等によりひとり親家庭となった家庭の経済的な負担を軽減するため、手当等を支給し、生活の安定を図ります。